

# 香芝市污水处理构想

---

平成 28 年 3 月

奈良県香芝市

---

## 目 次

1 汚水適正処理構想とは-----	1
2 本市の汚水処理の現状-----	2
3 汚水適正処理構想見直し-----	4
4 下水道整備計画-----	5

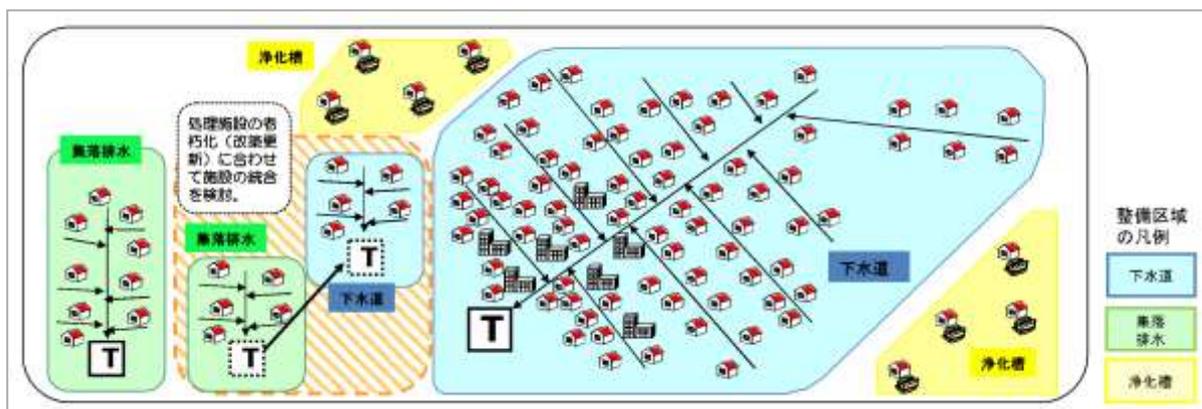
## 1 汚水適正処理構想とは

家庭や工場から流れ出る汚水(生活排水)は、川や海などの水質汚濁の原因となり、生物をすみにくくしてしまいます。よってこれらの汚水は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設によって、きれいにしてから川や海に流す必要があります。

「汚水適正処理構想」とは、市全域の汚水処理施設の整備・運営管理を適切な役割の下、計画的に実施していくために、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等の各種汚水処理施設の整備予定区域を設定するものです。また本構想は、奈良県の示す方針に基づき、県内の市町村が一斉に策定し、奈良県が策定する「全県域汚水適正処理構想」に反映されるものです。

なお、汚水適正処理構想の策定においては、経済性比較を基本としつつ、地域特性等を考慮し、汚水処理施設の位置づけ及び整備区域を定めるものであり、今後 10 年程度を目標に「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」(概成)を目指すものです。

この汚水適正処理構想は、概ね 5 年程度で社会情勢の変化等に応じて見直しを行っており、今回策定する汚水適正処理構想は平成 37 年度を「中期目標年度」として、汚水処理施設が概成することを目標にしています。さらに、平成 47 年度を「長期目標年度」としています。



出典：「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル  
平成 26 年 1 月 国土交通省・農林水産省・環境省」P64 より。

図 1-1 汚水適正処理構想イメージ

## 2 本市の汚水処理の現状

汚水処理施設の種類としては以下のようなものがあります。

本市においては、このうち「流域関連公共下水道」「浄化槽(合併浄化槽)」による整備が進んでいます。

汚水処理施設の種類	
流域下水道	2市町村以上の区域の下水を排除し処理する広域的な下水道で、県が設置管理するもの。市町村の下水を受け入れる幹線と処理場で構成される。
単独公共下水道	市町村が独自に処理場を有する下水道。
流域関連公共下水道	処理場を有さず、流域下水道幹線へ接続する下水道。
特定圏域完全公共下水道	市街地以外の農山村等の集落で整備する下水道で、計画人口が10,000人以下のもの。
農業集落排水施設	農業集落地域内で、計画規模20戸以上、計画人口概ね1,000人以下のもの。
簡易排水施設	農山村等で、計画規模3戸以上20戸未満のもの。
コミュニティプラント	計画人口101人以上30,000人以下のもの。
浄化槽(合併浄化槽)	集居処理区域の周辺等において、個人または市町村が主体となり設置するもので、し尿と生活雑排水を併せて処理するもの。

出典：「奈良県汚水処理構想パンフレット(汚水処理施設の種類と概要)」より。

### (1) 流域関連公共下水道

本市の下水道は、昭和 48 年度に広陵・香芝環境整備施設組合として真美ヶ丘地区の一部を事業認可取得し、「第1処理区」で下水道事業を開始しました。その後、大和川左岸地域の流域下水道「第2処理区」の開始に伴い、昭和 58 年に下水道計画(汚水)を策定、昭和 59 年に都市計画決定を行い、昭和 60 年より事業を開始しました。

平成 26 年度末における下水道処理人口は 51,864 人であり、これは人口の 66.3%にあたります。

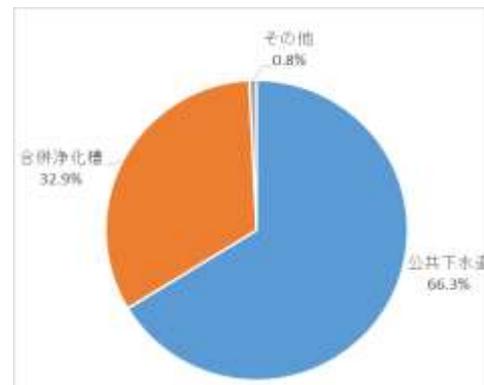


図 2-1 汚水処理人口普及率  
(平成 26 年度末)

### (2) 合併浄化槽

合併浄化槽による汚水処理人口は、平成 26 年度末で 25,774 人となっています。

(※市民衛生課にて把握している数値を引用)

### (3) 汚水処理人口普及率

本市の汚水処理人口普及率は、平成 26 年度末で 99.2%となっており、その約 2/3 が流域関連公共下水道、約 1/3 が合併浄化槽による整備となっています。

次頁に、下水道の整備済区域を示します。

# 香芝市全図

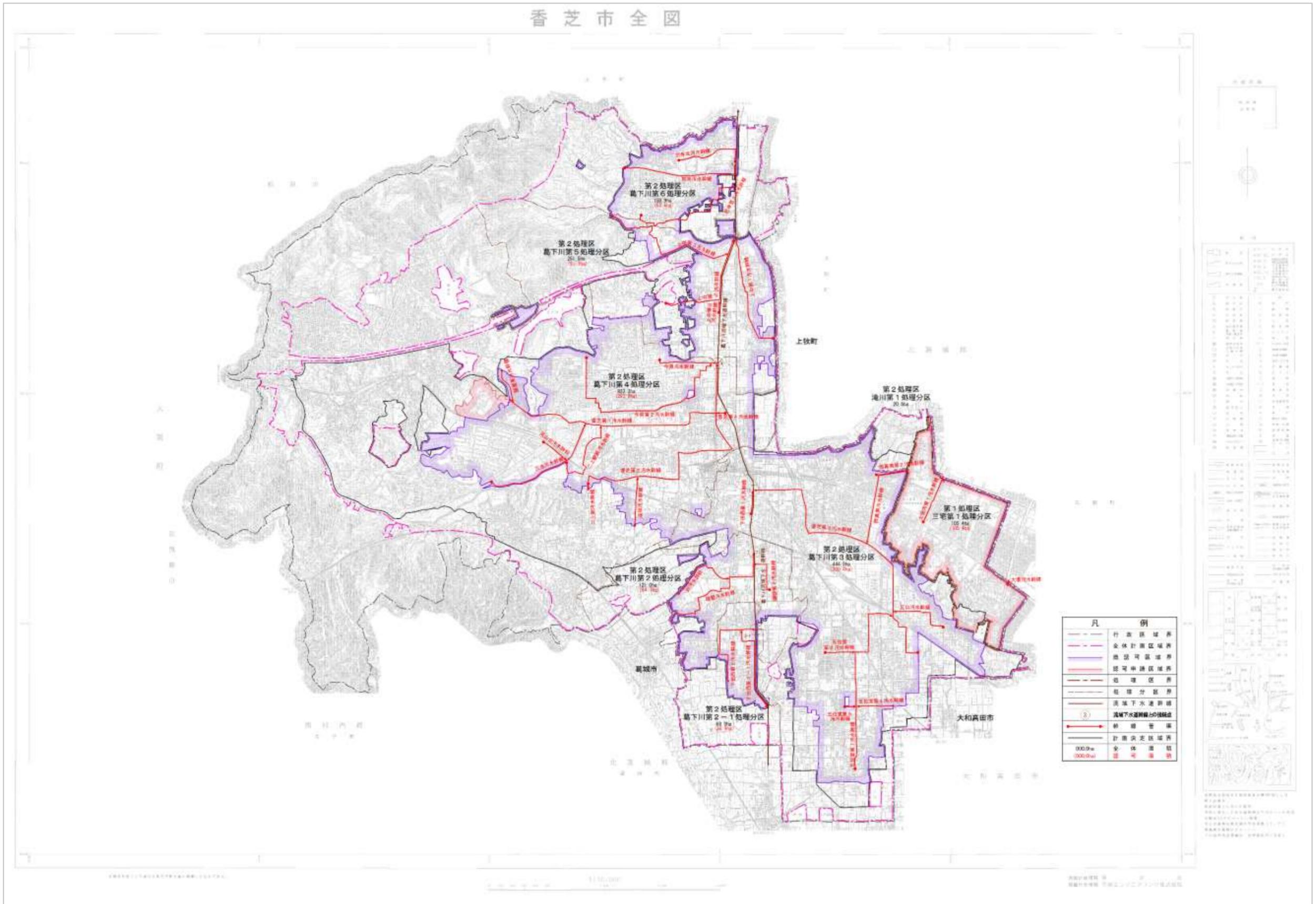


图 2-2 下水道整備済区域

### 3 汚水適正処理構想見直し

#### (1) 下水道未整備区域における下水道への接続検討

下水道が未整備の区域に対して、一定の家屋の集合体である検討単位区域を設定し、下図のフローに従い、経済性等から下水道への接続が有利か不利かの判定を行ないました。

検討単位区域は 166 箇所設定され、そのうち 160 箇所について下水道への接続が有利となる判定となりました。よって、これらの区域について、下水道での整備を行うことを目指します。なお、残りの 6 箇所については、個別処理が有利となる判定になりましたが、全て事業所等であり一般家屋でないため、現状のまま個別処理（合併浄化槽）による汚水処理を行うものとします。

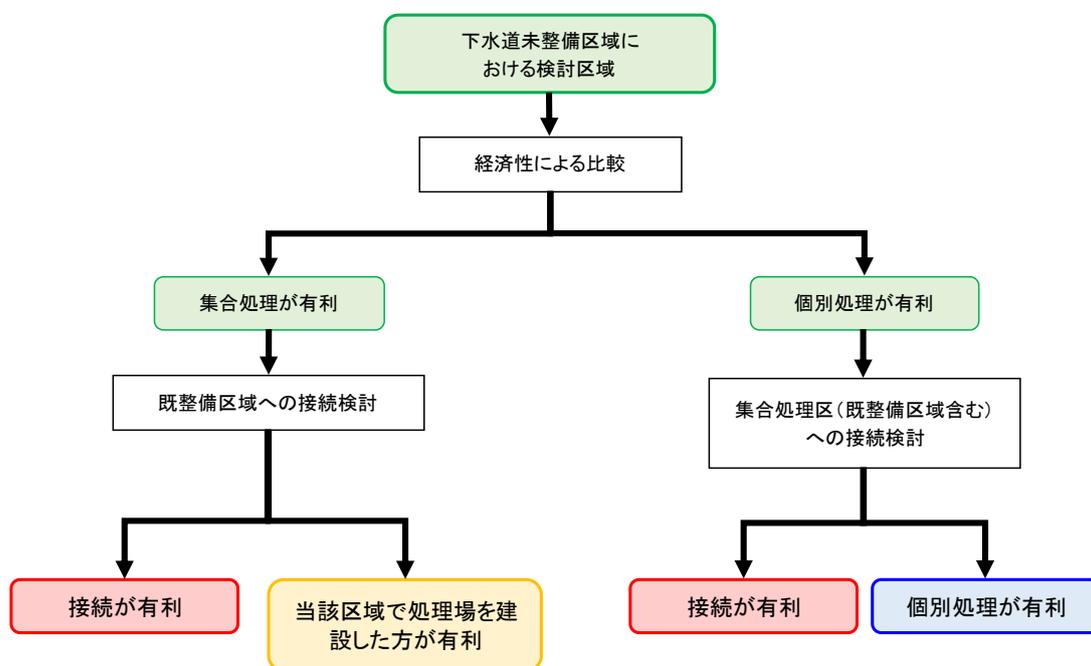


図 3-1 下水道未整備区域における接続検討フロー

## 4 下水道整備計画

未整備区域の必要整備費と本市の整備可能性を考慮した結果、長期目標の平成 47 年までに全域の整備が可能であるという結果になりました。なお、平成 47 年までの中間年次にあたる平成 37 年時点での下水道整備率は約 83.5%ですが、合併浄化槽による処理も加味した汚水処理人口普及率を見ると、平成 26 年度末時点で 99%以上であり、現時点で整備が概成しているといえる結果になります。

表 4-1 下水道整備計画

	現況 (H26年度末)		中期 (H37年度末)		長期 (H47年度末)	
	整備面積 (ha)	整備人口 (人)	整備面積 (ha)	整備人口 (人)	整備面積 (ha)	整備人口 (人)
行政区域人口	—	78,236	—	81,000	—	81,600
集合処理 流域関連公共下水道	709.2	51,864	984.0	67,599	1,297.0	81,600
個別処理 合併浄化槽	—	25,774	—	13,097	—	0
未整備 その他	—	598	—	304	—	0
公共下水道普及率		66.3%		83.5%		100.0%
汚水処理人口普及率	—	99.2%	—	99.6%	—	100.0%

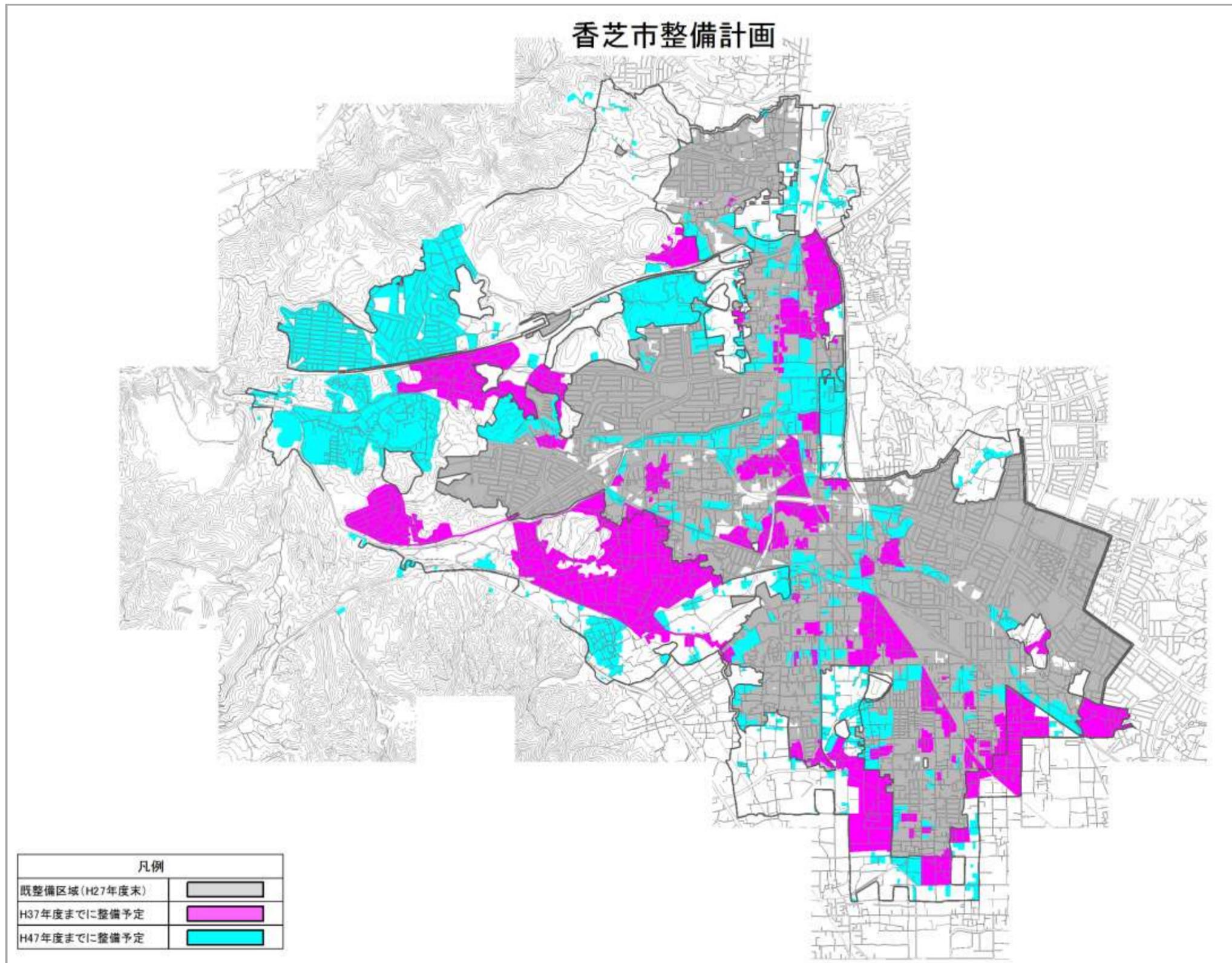


図 4-1 香芝市整備計画図

